

文振第 659 号  
令和元年 12 月 27 日

各市町村観光協会長 殿

沖縄県文化観光スポーツ部  
観 光 振 興 課 長  
( 公 印 省 略 )

外国において一定の資格を有する者に対する潜水土免許の付与に係る手続きの明確化について  
(周知依頼)

平素より本県の観光振興施策に御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、令和元年 12 月 20 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より通知が出されております。

この通知は、平成 30 年度の安全衛生法の改正で、外国において潜水土資格と同等の資格を持つ者が、労働局の審査を経て、期間限定の潜水土免許を取得可能となっていることを受け、その申請手続きを明確化したものとなっております。

つきましては、県内の外国人ダイバーを雇用する事業者へ広く周知していきたいと考えておりますので、下記の通知、マニュアル等について、貴法人の関係団体、会員等への周知の御協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 送付資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知（令和元年12月20日 基安労発1220第1号）

- (1) 外国において一定の資格を有する者に対する潜水土免許の付与について
- (2) (別添)外国において潜水業務の資格を有する方の潜水土免許付与の手続 ～外国人ダイビング指導員に日本で潜水業務を行わせる事業者のためのマニュアル～

※通知、マニュアル、申請に係る資料・様式等は、厚生労働省ホームページ  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08523.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08523.html)) に掲載されております。

(問合わせ先)

- 通知、申請等に関すること：沖縄労働局労働基準部 健康安全課 098-868-4402 (佐喜真)
- 周知に関すること：文化観光スポーツ部 観光振興課 098-866-2764 (外間)